

新たな永住資格取消制度の導入に反対する会長声明

2024年（令和6年）5月21日

長野県弁護士会

会長 山崎 勝巳

- 1 政府は、2024年（令和6年）3月15日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「入管法改正案」といいます。）を閣議決定し、第213回国会に提出しました。

現在、日本で永住者の在留資格を得るには、原則として引き続き10年以上日本に在留していること、素行が善良であること、資産等から見て将来において安定した生活が見込まれることなどの厳しい要件を満たすことが必要です。このような厳格な要件のもとで永住許可を取得した方は、日本に生活の基盤があり地域社会に根付いて長年安定した日常生活を送っていて、中には日本で生まれ育った方もいます。したがって、日本での安定した生活や法的地位を保護する必要性において、永住者と日本国籍者との間に大きな違いはありません。

ところが、入管法改正案は、永住資格の取消事由を過度に拡大して法的地位を著しく不安定にし、永住者に対して強い不安を与えるものであり、当会は強い懸念を抱かざるを得ません。

- 2 入管法改正案には、永住者の在留資格の取消事由として、永住者が①入管法に規定する義務を遵守しない場合、②故意に公租公課の支払いをしない場合、③永住者については退去強制事由とされていない軽微な罪で処罰された場合を追加する内容が含まれています。

これらの取消事由には、以下のような問題があります。

- (1) ①入管法には、旅券や在留カードの携帯及び提示の義務（入管法第23条第1項ないし第3項）などが規定されています。

旅券等の不携帯は、ついうっかり行ってしまう可能性もあり、このような軽微な義務違反までも永住者の在留資格の取消事由の対象としている点が問題です。規定上そのような軽微な義務違反の場合にまで永住者の在留資格が取り消される可能性があること、永住者の生活が過度に管理される事態となり、義務違反の程度と比較しても過度に重い制裁を科すこととなります。

- (2) ②公租公課を支払う意思があるにもかかわらず支払えない事態は、社会状況、勤務先の倒産などによる失業・離職、事故、病気、加齢などによる一時的な収入の減少な

ど、本人にはどうすることもできない事情によって起こりうるものです。入管法改正案では、このような本人にとってどうすることもできない事情によって公租公課の支払いができない場合であっても「故意に公租公課の支払をしない」と判断され、永住者の在留資格が取り消される可能性があります。

故意による公租公課の不払いに対しては、現行制度上既に延滞税の加算、財産の差押え、追徴金、刑事罰などの制裁があります。これに加えて、永住者やその家族の安定した生活基盤を奪う可能性のある在留資格の取消という制裁を新たに規定すべき社会事情、立法事実は見当たりません。

なお、貧困者を退去強制の対象とする入管法の規定は、国際人権規約や難民条約の批准により要請された人権保障の観点から1981年（昭和56年）の改正で削除された経緯があります。やむを得ない事情により公租公課を支払えない場合まで永住者の在留資格の取消事由とする入管法改正案は、このような改正経緯と矛盾するものと考えます。

- (3) ③現行法上永住者の退去強制事由ではない罪で拘禁刑に処せられた場合（入管法第24条第4号の2参照）を在留資格取消事由に追加している点についても、他の2つの取消事由と同様に、このような改正を必要とする社会事情、立法事実は見当たりません。

また、1年以下の拘禁刑のように軽微な罪や刑の執行を猶予された場合にまで、刑事罰を科すことに加えて在留資格の取消という追加の制裁を行えるものとするのは、軽い罪に対して著しく過度な制裁を科すものであり、永住者の安定した生活を脅かすことになりかねません。

- 3 入管法改正案は、永住者が上記の3つの取消事由に該当する場合でも、原則として法務大臣が職権で永住者以外の在留資格を付与する規定を新設することも予定しています。

しかし、付与される在留資格が何か、あるいは「引き続き本法に在留することが適当でない」と認める場合」という例外の具体的な判断基準などが明らかではないため、この規定が永住者の不安を払拭することは難しく、長年生活基盤が日本にある永住者に対する救済措置としては不十分です。

- 4 以上のように、入管法改正案による永住者の在留資格の取消事由の追加は、永住者の日常生活を過度に管理するものであるとともに、永住者及びその家族の安定した生活を脅かし、大きな不安を与えるものです。

政府は、現行の技能実習制度を発展的に解消させた育成就労制度の創設に伴い、永住に繋がる外国人の受入れ数が増加するとの予想を理由に「永住許可制度の適正化を行う」ための措置として永住者の在留資格の取消事由を追加しようとしています。しかし、外国人の受入れが増加して永住者が増加したとしても、永住者の在留資格の取消事由を追加し既に永住者の在留資格を取得している方々の生活や法的地位を不安定にする合理的な理由にはなりえず、また、上記の抽象的な予想に基づく改正という点からも入管法改

正案の定める永住者の在留資格の取消事由の追加について立法事実が存在しないことは明らかです。

当会は、永住者の在留資格の取消事由の追加を行う今回の入管法改正案に反対するとともに、永住者の在留資格の取消事由について、立法事実に基づいた慎重な検討を求めます。

以 上